

全建労発第 26 号  
令和元年 7 月 9 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
会長 近藤 晴貞  
(公印省略)

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場における受動喫煙防止について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 68 条の 2 により対策を進めているところですが、昨年 7 月 25 日に健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）が公布され、本年 1 月 24 日より順次施行されており、これらの施行を踏まえ、改正後の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び労働安全衛生法第 68 条の 2 と相まって、健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示し、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を策定した旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、別紙ガイドラインを周知いただくとともに、受動喫煙防止について、一層の推進を図られますようよろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木